

千葉市公告第 7 7 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 検見川浜駅前ショッピング・コミュニティセンター

所在地 千葉市美浜区真砂四丁目 2 番 6 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三井住友信託銀行株式会社

代表者の氏名 代表取締役 大山 一也

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名 称 三井住友信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 橋本 勝

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

（変更後）名 称 三井住友信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 大山 一也

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

（2）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別表 1 「小売業者一覧表」のとおり

（変更後）別表 2 「小売業者一覧表」のとおり

4 変更の年月日

令和 3 年 4 月 1 日 ほか

5 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更及びテナント入れ替え及び代表者変更の為

6 届出の年月日

令和 3 年 8 月 2 0 日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

（1）縦覧期間

令和 3 年 1 2 月 1 7 日から令和 4 年 4 月 1 8 日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（2）時間

午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで